

**個別労働紛争関係の相談が増加
あっせん申請は、6割以上が雇用関係の終了をめぐる紛争**

《平成21年度神奈川県内個別労働紛争解決制度施行状況》

神奈川労働局における、平成21年度の個別労働紛争解決制度（個々の労働者と事業主との間のトラブル（個別労働紛争）について行う相談、助言・指導、あっせんの制度）の利用状況は以下のとおりである。

（ポイント）

1 総合労働相談件数

個別労働紛争の相談件数は、対前年比で10.5%の増加となり、全国的には東京、大阪について3位（全国版参照）となっている。

総合労働相談コーナーを利用して行った相談件数は、対前年比で1.7%増加しており、全国的には東京、大阪、愛知、兵庫、埼玉について6位（全国版参照）である。

2 助言・指導

労働者が、相談から発展して事業主に対して「助言・指導」を行うよう求めた件数は、対前年比で3.5%と増加している。

3 あっせん

あっせんの申請についても昨年比に1.8%増加し、その内容別内訳をみると、労働者にとって最も厳しいトラブルと思われる「解雇」、「退職勧奨」等の「雇用関係の終了に係る紛争」の割合が6割以上を占めるに至った。

また「整理解雇」のあっせん申請が平成19年度11件、平成20年度20件、平成21年度34件と増加している。

なお、本制度は、労働者のみならず事業主も利用できるものであるが、事業主からのあっせん申請は平成19年度6件（全体の3.0%）、平成20年度は3件（全体の1.1%）、平成21年度は2件となっている。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行状況（平成21年度）

	件数	対前年比
民事上個別労働紛争関係の相談件数	16,170件（14,638件）	+ 10.5%
助言・指導申出受付件数	265件（256件）	+ 3.5%
あっせん申請受理件数	287件（282件）	+ 1.8%
総合労働相談件数	54,185件（53,255件）	+ 1.7%

（ ）内は平成20年度の件数

平成21年度神奈川県内個別労働紛争解決制度施行状況

1 相談受付状況

(1) 総数

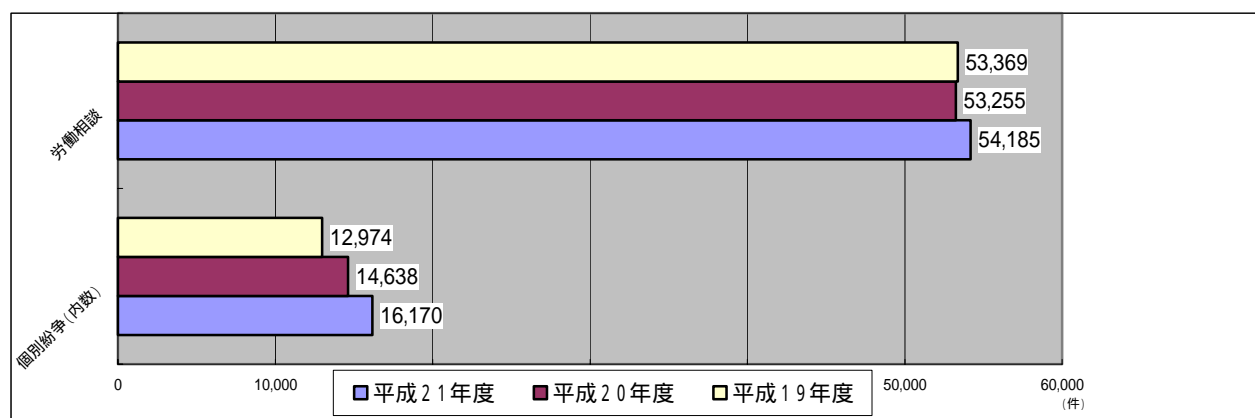
神奈川県労働局では、神奈川県労働局総務部企画室、県内12の労働基準監督署内、横浜駅西口のテナントビル内の計14ヶ所に、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を開設（別紙1参照）しているところである。そこに平成21年度1年間に寄せられた相談件数は、全体で54,185件であった。これは、平成20年度比で、1.7%の増となっている。

このうち、関係窓口や手続等の案内で終了するものや法違反を伴うため労働基準監督署の取り締まりの対象となるものなどを除いた、不当解雇や労働条件の引下げ等の民事上の個別労働紛争に関するものが16,170件、平成20年度に比べて10.5%の増加となっている。（【表1】、【図1】）

【表1】 年度別件数の推移

年度別	相談件数			
	労働相談		個別労働紛争	
	件数	対前年比	件数	対前年比
平成19年度	53,369	+ 11.6%	12,974	+ 5.5%
平成20年度	53,255	- 0.2%	14,638	+ 12.8%
平成21年度	54,185	+ 1.7%	16,170	+ 10.5%

【図1】 年度別件数の推移



(2) 個別労働紛争にかかる相談内容の内訳

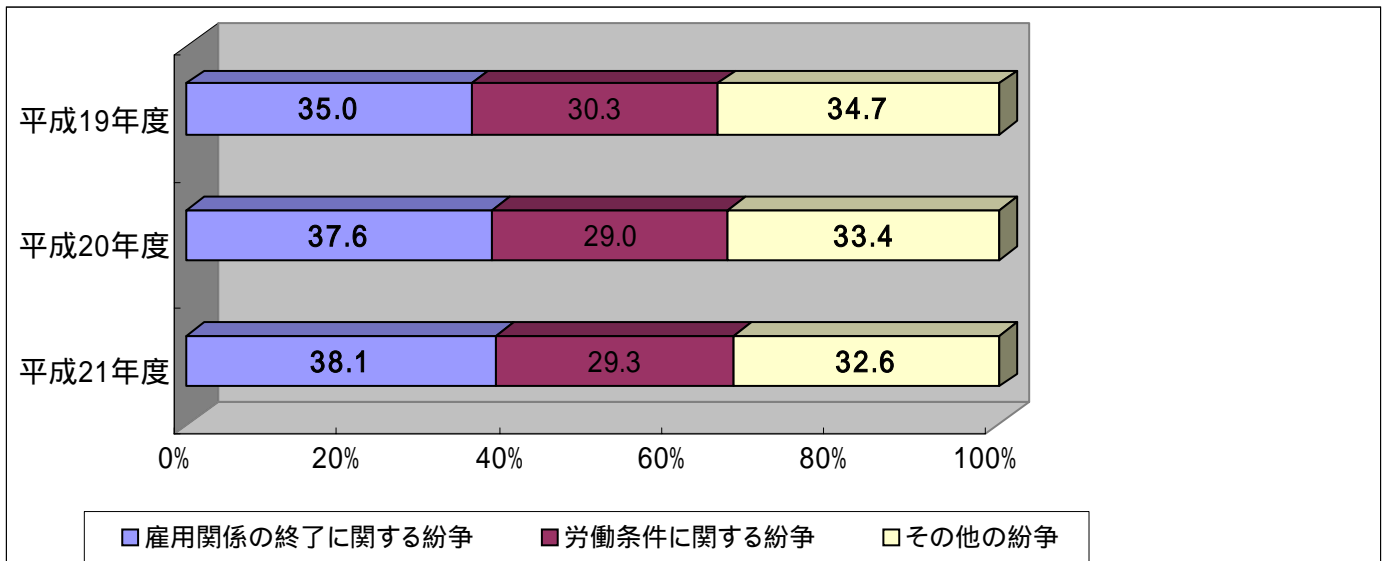
平成21年度における民事上の個別労働紛争にかかる相談内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」等の「雇用関係の終了」に関するものが38.1%と4割弱を占め、また、「労働条件の引下げ」等の「労働条件」に関するものが29.3%となっている。

「雇用関係の終了」に関するものは、平成19年度5,712件（全体比35.0%）、平成20年度7,150件（全体比37.6%）、平成21年度8,060件（全体比38.1%）と、毎年、件数も相談全数に占める割合（全体比）も増加している（【表2】、【図2】）。

【表2】 個別労働紛争相談の内容別内訳

		平成19年度				平成20年度				平成21年度				
		件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	
個別労働紛争相談	雇用関係の終了	普通解雇	2,793	17.1%	5,712	35.0%	3,262	17.7%	7,150	37.6%	3,528	16.7%	8,060	38.1%
		整理解雇	546	3.3%			938	4.9%			889	4.2%		
		懲戒解雇	550	3.4%			517	2.7%			565	2.7%		
		雇止め	499	3.1%			792	4.2%			878	4.1%		
		退職勧奨	1,324	8.1%			1,641	8.6%			2,200	10.4%		
	労働条件	労働条件の引下げ	1,716	10.5%	4,956	30.3%	2,195	11.6%	5,509	29.0%	2,547	12.0%	6,200	29.3%
		出向・配置転換	619	3.8%			664	3.5%			779	3.8%		
		その他の労働条件	2,621	16.0%			2,650	14.0%			2,854	13.5%		
	その他	募集・採用	352	2.2%	5,669	34.7%	352	1.9%	6,341	33.4%	379	1.8%	6,895	32.6%
		雇用管理等	161	1.0%			122	0.6%			93	0.4%		
		いじめ・嫌がらせ	1,853	11.3%			2,249	11.8%			2,402	11.4%		
		その他	3,303	20.2%			3,618	19.0%			4,024	19.0%		
	合計	(重複回答分を合計した総数)	16,337	100.0%	16,337	100.0%	19,000	100.0%	19,000	100.0%	21,155	100.0%	21,155	100.0%
		(受理件数)	12,974		12,974		14,638		14,638		16,170		16,170	

【図2】 個別労働紛争相談の内容別内訳

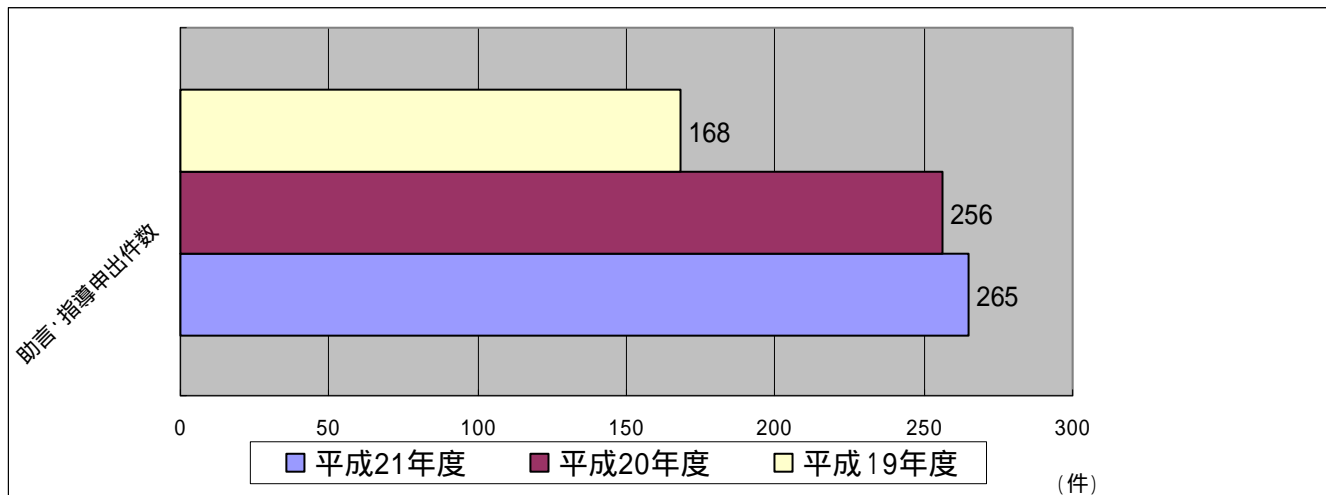


2 神奈川県労働局長による助言・指導

(1) 総数

平成21年度における神奈川県労働局長による助言・指導の申出受付件数は265件であった。平成20年度に比し3.5%の増加である。【図3】。

【図3】 助言・指導の年度別件数の推移



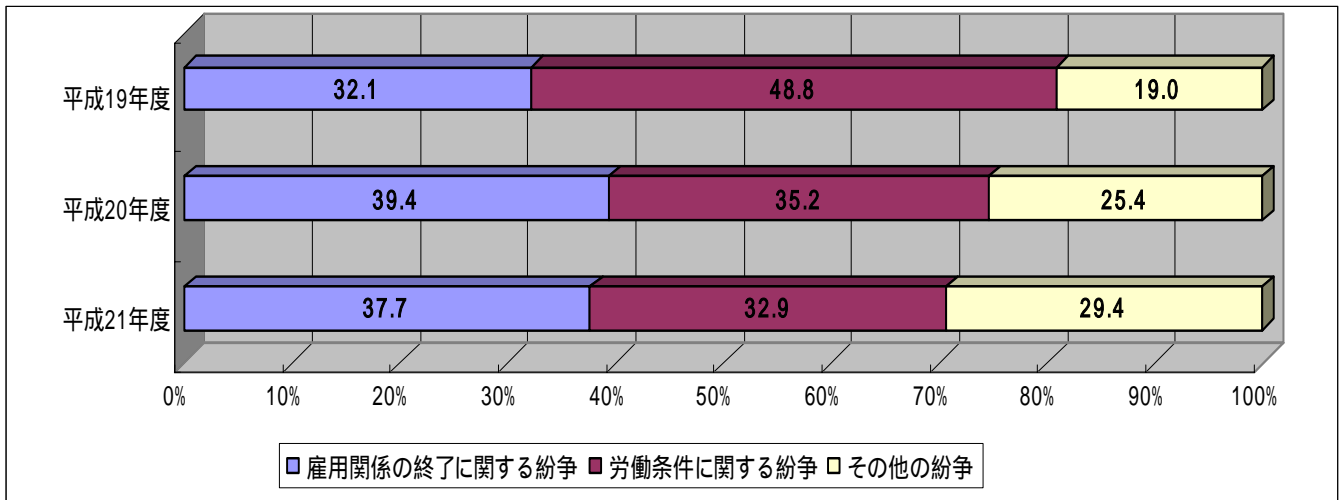
(2) 助言・指導の申出内容の内訳

平成21年度における助言・指導申出内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」等の「雇用関係の終了」に関するものが37.7%、「労働条件の引下げ」等の「労働条件」に関するものが32.9%となっている【表3】、【図4】。

【表3】 助言・指導の申出内容別内訳

			平成19年度		平成20年度				平成21年度					
			件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比		
助言・指導の申出	雇用関係	普通解雇	20	11.9%	54	32.1%	44	17.2%	101	39.4%	40	15.1%	100	37.7%
		整理解雇	4	2.4%			6	2.3%			6	2.3%		
		懲戒解雇	6	3.6%			3	1.2%			7	2.6%		
		雇止め	4	2.4%			19	7.4%			16	6.0%		
		退職勧奨	20	11.9%			29	11.3%			31	11.7%		
	労働条件	労働条件の引下げ	17	10.1%	82	48.8%	32	12.5%	90	35.2%	36	13.6%	87	32.9%
		出向・配置転換	10	6.0%			14	5.5%			11	4.2%		
		その他の労働条件	55	32.7%			44	17.2%			40	15.1%		
	その他	募集・採用	0	0.0%	32	19.0%	3	1.2%	65	25.4%	6	2.3%	78	29.4%
		雇用管理等	1	0.6%			1	0.4%			3	1.1%		
		いじめ・嫌がらせ	13	7.7%			30	11.7%			23	8.7%		
		その他	18	10.7%			31	12.1%			46	17.3%		
	合計			168	100.0%	168	100.0%	256	100.0%	256	100.0%	265	100.0%	265

【図4】 助言・指導の申出内容別内訳



(3) 助言・指導申出の処理状況

ア 処理の状況

平成21年度1年間に助言・指導に係る手続きを終了した事案263件について処理状況を見ると、261件について助言・指導を実施し、2件は取下げ等となった。助言・指導の処理に要した期間は、261件が1ヶ月以内であった。また、あっせんへ移行したものが2件となっている。

イ 申出人の状況

平成21年度1年間に申出を受理した事案265件についてみると、申出人は全員が労働者であった。その就労形態は、正社員が150件(56.6%)と最も多く、パート・アルバイトが69件(26.3%)、期間契約社員が18件(6.8%)、派遣労働者が17件(6.4%)となっている。労働者の所属する事業所の規模は(不明除く)、10~49人が104件(43.5%)と最も多く、次いで10人未満が52件(21.8%)、50~99人が34件(14.2%)となっている。

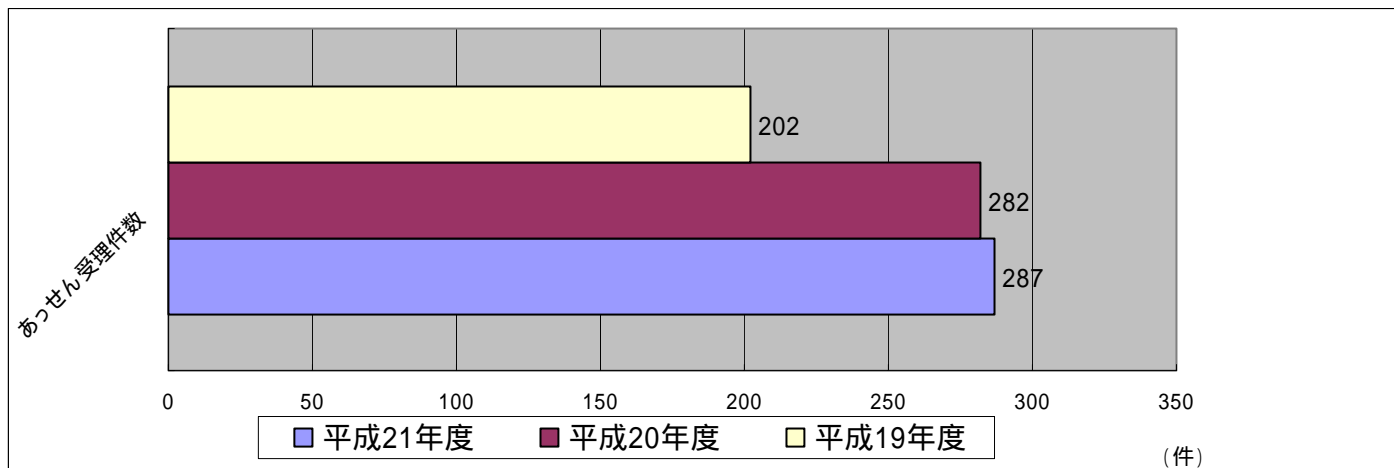
また、労働組合のない事業所(不明を除き)の労働者は185件(81.5%)である。なお、助言・指導の実施事例は、別紙2のとおりである。

3 神奈川紛争調整委員会によるあっせん

(1) 総数

平成21年度 あっせん申請の受理件数は287件で、平成20年度に比し1.8%の増加となっている(【図5】)。

【図5】 あっせん受理件数の年度別件数の推移



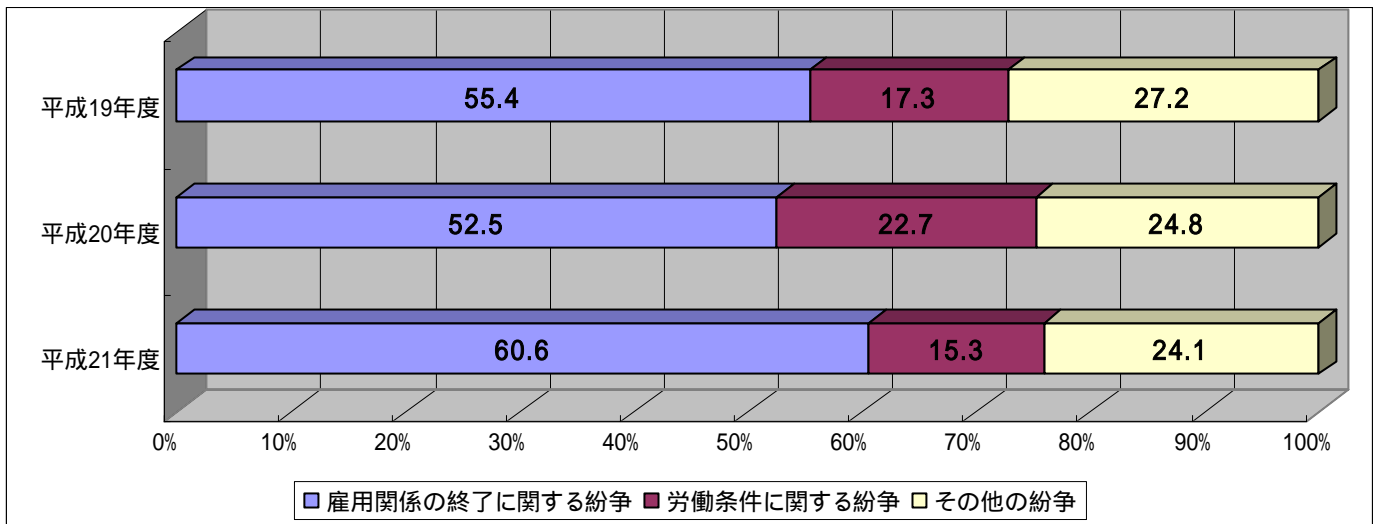
(2) あっせん申請の内容の内訳

あっせん申請の内容の内訳は、「解雇」、「雇止め」、「退職勧奨」等の「雇用関係の終了」に関するものが60.6%と6割を超え、また、「労働条件の引下げ」、「出向・配置転換」等の「労働条件」に関するものが15.3%、「採用内定取消」、「いじめ・嫌がらせ」等の「その他」に関するものが24.1%となっている(【表4】、【図6】)。

【表4】 あっせん申請の内容別内訳

			平成19年度		平成20年度				平成21年度					
			件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比	件数	全体比
あっせん申請	雇用関係	普通解雇	53	26.2%	112	55.4%	81	28.7%	148	52.5%	81	28.2%	174	60.6%
		整理解雇	11	5.4%			20	7.1%			34	11.9%		
		懲戒解雇	5	2.5%			7	2.5%			7	2.4%		
		雇止め	16	7.9%			21	7.4%			27	9.4%		
		退職勧奨	27	13.4%			19	6.7%			25	8.7%		
	労働条件	労働条件の引下げ	13	6.4%	35	17.3%	23	8.2%	64	22.7%	19	6.6%	44	15.3%
		出向・配置転換	10	5.0%			12	4.3%			10	3.5%		
		その他の労働条件	12	5.9%			29	10.3%			15	5.2%		
	その他	採用内定取消	5	2.5%	55	27.2%	6	2.1%	70	24.8%	4	1.4%	69	24.1%
		雇用管理等	2	1.0%			5	1.8%			0	0%		
		いじめ・嫌がらせ	36	17.8%			40	14.2%			39	13.6%		
		その他	12	5.9%			19	6.7%			26	9.1%		
	合計			202	100.0%	202	100.0%	282	100.0%	282	100.0%	287	100.0%	287

【図6】 あっせん申請の内容別内訳



(3) あっせん申請の処理状況

ア 処理の状況

平成21年度1年間に手続きを終了した事案285件の処理状況をみると、紛争当事者が手続きに参加しない(「不参加」)ため打ち切りとなった事案は100件(35.1%)、申請が取下げられた等のため処理を行わなかったものは20件(7.0%)で、実質的にあっせん委員があっせんの処理を行ったものが165件(57.9%)である。

イ あっせん委員によるあっせんの状況

あっせん委員があっせんの処理を行った165件のうち、合意に至ったものが88件(53.3%)、合意に至らず打ち切ったものは77件(46.7%)であり、全体285件のうち30.9%があっせんにより解決をしている。(【図7】)

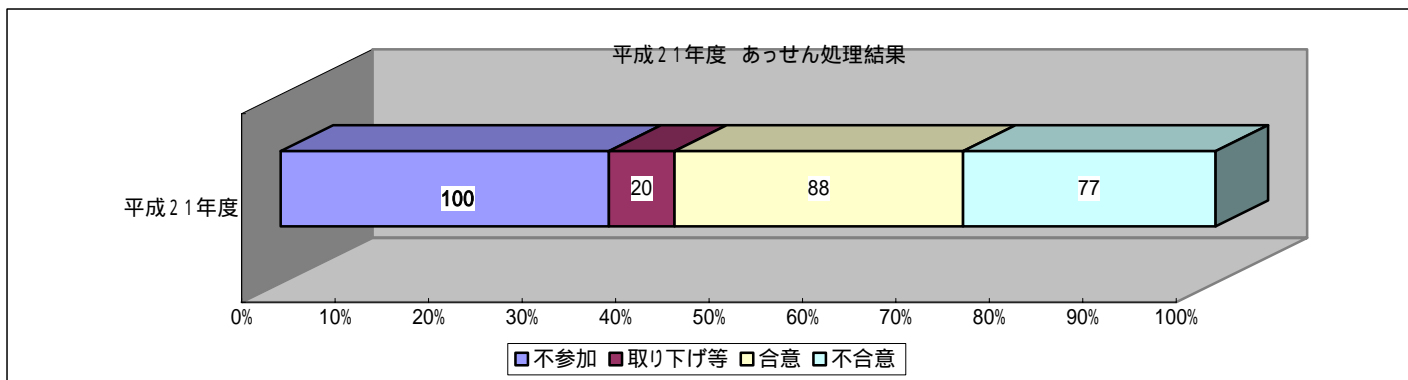
処理に要した期間は、1ヶ月以内が111件(38.9%)、1ヶ月を超え2ヶ月以内が139件(48.8%)であり、2ヶ月以内に約9割が終了している。

ウ 申請者の状況

平成21年度1年間に申請を受理した事案287件についてみると、2件が事業主からの申請、残りの285件が労働者からの申請であり、事業主からの申請は19年度6件、20年度3件であり、ほとんどが労働者からの申請である。労働者の就労形態は、正社員が149件(52.3%)と最も多く、パート、アルバイトが62件(21.8%)、期間契約社員が46件(16.1%)、派遣労働者が23件(8.1%)となっている。労働者の所属する事業所の規模は(不明を除き)、10~49人が84件(35.1%)と最も多く、次いで10人未満が73件(30.5%)、50~99人が30件(11.0%)となっている。

また、労働組合のない事業所(不明を除き)の労働者が201件(91.0%)である。なお、あっせんの実施事例は、別紙2のとおりである。

【図7】 あっせん申請の処理状況



4 本制度の利用方法

労働問題のトラブル・悩みを抱えた方（労働者側・事業主側を問わず）が本制度を利用するためには、県内14ヶ所に開設している「総合労働相談コーナー」（別紙1参照）へ相談を寄せていただくこととなる。

特に、横浜駅西口の横浜STビル内に開設している「横浜駅西口総合労働相談コーナー」は、労働局・労働基準監督署とは独立し、アクセス面等利用者に利用しやすい場所に開設しているので、積極的にご利用いただきたい。横浜駅西口総合労働相談コーナーの相談時間は午前9時30分から午後6時30分までとなっており、5時以降の相談に対応できるようにしている。

(用語説明)

個別労働関係紛争

個別労働関係紛争の範囲は、「労働条件その他労働関係に関する事項について」の紛争で、労働関係に関する事項についての個別の労働者と事業主との紛争であれば、分野、内容に関係なく、すべての個別労働関係紛争に含まれる。ただ、労働組合と事業主との間の紛争や、労働者と労働者の間の紛争は、個々の労働者と事業主との間の紛争ではないので、個別労働関係には含まれない。

神奈川紛争調整委員会によるあっせん制度

神奈川労働局長が委任している神奈川紛争調整委員会（岡田尚会長）によるあっせん制度は、あっせん委員が紛争当事者の間に立って、当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の解決を促進する制度である。具体的には、双方の主張の要点を確かめ、必要に応じて参考人からの意見を聴取する等により、事実の調査を行った上で、紛争当事者間の話し合いを促進し、その間を仲介して、双方または一方の譲歩を求めたり、具体的な解決の方策を打診している。

なお、あっせんにより、当事者間に合意が成立した場合において、当該成立した合意は、民法上の和解契約となる。

神奈川労働局長による助言・指導制度

神奈川労働局長による助言・指導制度は、紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争の解決の促進を図るものである。

具体的には、事実関係を調査・整理した上で、労働関係法令や関係判例等に基づき、さらに、必要に応じて大学教授、弁護士等専門家の意見を参考にしながら、都道府県労働局長が助言・指導を行っている。